

～施設等利用給付2号・3号認定(新2・3号認定)を受けられた方へ～

神戸市こども家庭局

施設等利用費の請求手続等について ＜幼稚園・認定こども園の預かり保育利用分＞

①保護者の方はこれまでどおり園へ預かり保育料を支払っていただき、四半期ごとに施設等利用費請求書、領収証兼提供証明書（領収証及び提供証明書）を在籍する幼稚園・認定こども園に提出してください。

＜提出書類＞

- ・施設等利用費請求書
- ・領収証兼提供証明書（原本）

※領収証と提供証明書が別に交付されている場合、領収証はコピーで可。（提供証明書は原本）

※認可外保育施設等との併用可の園（注）の利用者で、他の認可外保育施設等の利用もある場合は、他の認可外保育施設等の利用にかかる領収証及び提供証明書もあわせて在籍する幼稚園・認定こども園に提出してください。

（注）認可外保育施設等との併用可の園とは、「預かり保育の実施が、教育時間を含めて平日8時間未満または年間200日未満の園」として、神戸市から確認を受けている園。

②園で取りまとめて市へ提出

- ・保護者から提出された請求書等を園で取りまとめのうえ、市（行政事務センター）へ提出していただきます。（四半期ごと）

※認可外保育施設等との併用可の園については、預かり保育利用分とあわせて認可外保育施設等の領収証及び提供証明書も取りまとめのうえ提出。

③市から保護者口座へ直接支払

- ・提出された請求書等を市で審査のうえ給付決定通知書を送付し、保護者の口座へ直接お支払いします。（四半期ごと）

【問い合わせ先】神戸市行政事務センター TEL 078-291-5952